
プロジェクト	連結納税制度の見直しへの対応
項目	第 70 回税効果会計専門委員会及び第 451 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 70 回税効果会計専門委員会（2021 年 2 月 4 日開催）及び第 451 回企業会計基準委員会（2021 年 2 月 9 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

本 文

範囲

(通算税効果額を授受しない場合の取扱い)

第 70 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

2. 通算税効果額を授受しない場合は取り扱わないことを本文でも明記しているが、ニーズをコメント募集で確認することとはどのような関係になるか。本文に記載するのであれば、コメント募集における質問項目もあわせて検討した方が良いのではないか。

第 451 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

3. 通算税効果額を授受しない企業が会計処理を検討する際に、本実務対応報告の考え方を参照するように指示することは考えていないのか。

税効果会計に関する会計処理

(個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断)

繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順

第 70 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

4. 税金計算における通算税効果額の影響を考慮する旨の記載があるが、通算税効果額

がどのように税効果に影響するのか補足が必要ではないか。

企業のカテゴリに依じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

第 70 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

5. 「通算グループ内のすべての納税申告書の作成主体を1つに束ねた単位」を項内に限って「通算グループ全体」と定義しているが、実務対応報告全体で当該定義を使用しても良いのではないか。
6. 特定繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断に関する記載について、表現を分かりやすくしていただきたい。

(適用時、加入時及び離脱時の取扱い)

適用時の取扱い

第 451 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

7. 翌事業年度からグループ通算制度を適用する前提で税効果会計を適用することとされているが、例えば適用の2年前から、グループ通算制度の適用を前提として税効果会計を適用することができないか検討して頂きたい。

加入時の取扱い

第 451 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

8. グループ通算制度では、加入時のみなし事業年度の特例が見直され、事業年度の途中で親法人と完全支配関係を有することになった場合に、その翌期からグループ通算制度に加入するとみなせるようになったが、現在の表現で当該見直しに対応できているか検討していただきたい。

表示

(繰延税金資産及び繰延税金負債に関する表示)

連結財務諸表における表示

第70回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

9. 相殺する繰延税金資産と繰延税金負債は、法人税及び地方法人税に係るものであることを明示していただきたい。

注記事項

(本実務対応報告の適用に関する注記)

第70回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

10. 注記箇所は税効果会計に関する注記であることを明示していただきたい。注記内容の表現については、結論の背景に記載されている「グループ通算制度の適用を前提として会計処理を行っている間は、その旨を注記する」という表現の方がより明確であると考ええる。また、「グループ通算制度を適用している場合又は適用を予定している場合は、その旨を注記する」という表現でも、注記内容を明確に示せると考える。

(税効果会計に関する注記)

税金の種類ごとに繰延税金資産の回収可能性が異なる場合の注記

第70回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

11. 税金の種類によって回収可能性の判断が異なるのであれば、区分して注記した方が有用性は高まると考える。

個別財務諸表における繰延税金資産に関する注記

第70回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

12. 個別財務諸表と連結財務諸表で取扱いが異なるということは、様々なケースで発生するため、財務諸表利用者の意見を踏まえ、注記の必要性を検証していただきたい。

適用時期等

第 70 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

13. 2022 年 3 月期については、当期税金は連結納税制度で計算され、繰延税金資産及び繰延税金負債はグループ通算制度を前提に計算されることが想定される。2022 年 3 月期までは連結納税制度が存続しているため、本実務対応報告の適用と共に実務対応報告 5 号及び 7 号を廃止すると支障が生じると思われ、整理をして頂きたい。

結論の背景

実務対応報告第 5 号等との関係

第 70 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

14. 結論の背景では、特に理由を示さずに連結納税制度の取扱いを踏襲している箇所があり、その理由を明確に示すため、「会計基準の開発に係る基本的な方針として、連結納税制とグループ通算制度の相違点に起因する会計処理を除き、基本的に、連結納税制度における取扱いを踏襲する」という以前の審議資料における表現を踏まえた見直しを検討していただきたい。

会計処理

(税効果会計に関する会計処理)

第 451 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

15. グループ通算制度における税務処理を網羅的に記載できているわけではなく、そのような項目は税効果会計基準に従って会計処理をすることになることから、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで繰延税金資産の回収可能性を判断するといったような基本的な考え方を記載していただきたい。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順

第 451 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

16. 連結納税制度における取扱いを説明して、それを踏襲するという記載がされている

が、グループ通算制度における取扱いを記載した方が有用であるため、グループ通算制度における取扱いの説明を充実させていただきたい。

繰延税金資産及び繰延税金負債に関する表示

(連結納税制度における注記)

第 70 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

17. 異なる納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は相殺せずに表示するという原則的な取扱いを行わない点について、結論の背景でも明示していただきたい。

その他

第 70 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

18. 税法の用語等が使用されていることもあり、内容の理解が難しいため、設例等で理解できるような工夫をして頂きたい。
19. 通算税効果額は、全ての通算会社の課税所得を基に、それぞれの通算会社間で授受される金額が算出され、未収金及び未払金として表示される。そのため、決算数値の確定について最も遅い通算会社の決算数値が固まるまで、全ての通算会社の未収金及び未払金が確定できなくなり、実務上の負荷が増加するため、軽減する対応がとれないか検討していただきたい。

第 451 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

20. 連結納税制度における取扱いを踏襲するという記載が多くされているが、連結納税制度における考え方から計算等の手続きまで踏襲している場合と、考え方は踏襲しているものの手続きは変更されている場合とがある。手続きが変更されている場合については、それが分かるように補足していただきたい。

以 上